

倉敷市立二万小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校では、暴力によるいじめは確認されていないが、仲間外れや悪口といった行為が年間数件程度見られ小競り合いはある。また令和3年度にはSNSを使ったいじめの案件も出たこともあり、SNS上のやりとりでの人間関係の問題も懸念されているところである。そこで未然にいじめを防止するためには、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う必要がある。またSNSの正しい利用の仕方や情報モラルに対しての正しい知識を身につけさせる必要もある。そのためには、全職員が意見交換等を通して共通理解し連携を図っていく必要がある。さらに、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員の研修の充実も必要である。また、保護者や地域との連携も高め、いじめ防止につなげていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた組織的・積極的な取組を推進するため、いじめ問題対策委員会には、該当学年担任以外の教職員も参画しそれぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- ・いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうることで捉え、いじめの積極的な認知に努めるとともに100%の解消を目指す。
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守りぬくことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
(重点となる取組)
- ・いじめの早期発見のために学期に1回の休み明けにアンケートと教育相談を行い、児童の生活の様子を十分把握し、得られた情報を教職員間で共有を図り、指導・支援を行う。

保護者・地域との連携

- 〈連携の内容〉
- ・学校評議員をはじめ地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・子育てに悩む家庭が、早い段階から、相談したり、支援を受けたりできるように、相談窓口の周知を進める。
 - ・学校便りや学年便り等で教育相談窓口を紹介する。

学 校

いじめ問題対策委員会

- 〈いじめ問題対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。
- 〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉
- ・毎月の職員会議で実施。さらに必要に応じて適宜開催する。
- 〈いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・職員会議で全職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達。
- 〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外
スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー
 - ・校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、全校職員

関係機関等との連携

- 〈連携機関名〉
- ・倉敷市教育委員会
 - ・玉島警察署生活安全課スクールサポーター
- 〈連携の内容〉
- ・児童・保護者の支援のための専門スタッフの派遣
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

- | | |
|-----------|---|
| ① いじめの防止 | <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。 <p>(人権意識の高揚)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止のための取組として、警察署生活安全課スクールサポーターと連携して、低学年の児童を対象とした「いじめ防止教室」を開催する。 ・「にっこり週間」において児童会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 ・各学年の実態に合わせて情報モラルに関する教育を授業等で進めることで、情報社会における正しい判断や、望ましい態度の育成を図る。 |
| ② 早期発見 | <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の情報交換やアンケートの実施、合わせて教育相談など、児童の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、すべての職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを懇談等で話し合い、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 |
| ③ いじめへの対処 | <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守りぬくことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 |

【様式2】

倉敷市立二万小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和6年度

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ○いじめ問題対策委員会	○わんぱくタイム (縦割り班遊び:年間を通して) ○家庭訪問 ○学級懇談 ○PTA 総会	○家庭訪問	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解 (対策委員会)
5月	○研修(共通理解) ○いじめ問題対策委員会			
6月	○学校運営協議会 ・いじめ問題に関する意見交換 ○いじめ問題対策委員会	○にっこり週間(校内人権週間) I ○PTA人権教育講演会	○教育相談アンケート ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
7月	○いじめ問題対策委員会		○個人懇談	
8月	○いじめ問題対策委員会			
9月	○いじめ問題対策委員会	○PTA人権教育研修会 ○参観授業(人権)	○休み明けのアンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
10月	○いじめ問題対策委員会			
11月	○いじめ問題対策委員会		○教育相談アンケート ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
12月	○いじめ問題対策委員会	○にっこり週間(校内人権週間) II	○個人懇談	
1月	○いじめ問題対策委員会			
2月	○学校運営協議会 ○いじめ問題対策委員会	○学級懇談		
3月	○いじめ問題対策委員会			

年間を通して、行う取組

- ・縦割り班清掃(水曜日を除く毎日)
- ・縦割り班遊び(水曜日)
- ・職員会議や終礼などを利用したの気になる児童の情報交換会